被災者の生活再建支援を支える情報マネジメント

富山大学 都市デザイン学部
井ノ口 宗成

生活再建の７要素

生活再建の主役である被災者と支援者たちから集められた1,623の声を分類

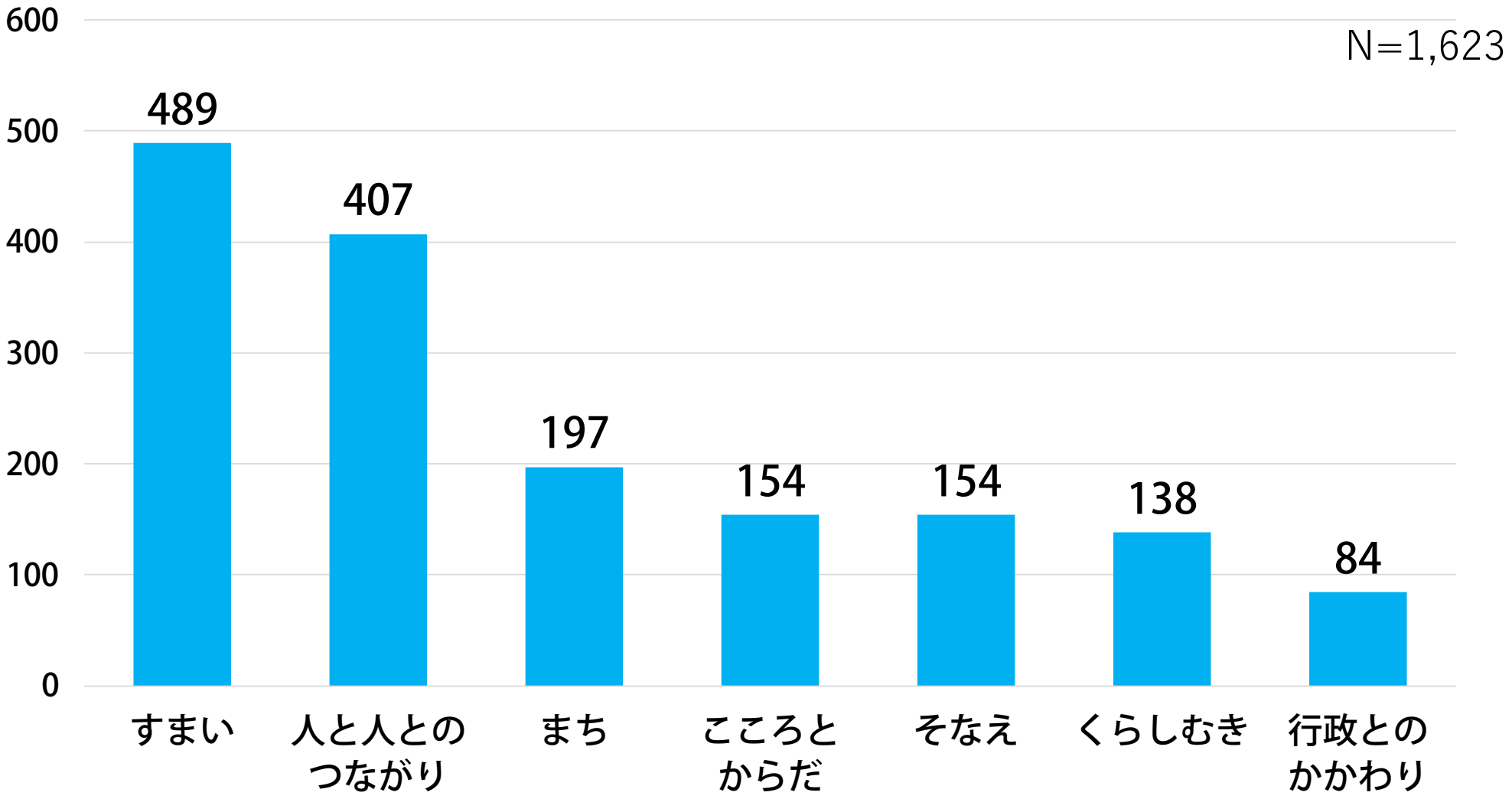

「復興の教科書」からグラフを再作成

住まいを転々としながら最終着地点を探る

元の暮らし

一時避難

命の安全確保を最優先に外力が去るのを待つ

避難所生活

帰る場所がない、帰っても生活できない等で一時的な生活を送る

仮住まい生活

自宅が倒壊等で住まいがなく、仮設住宅等で中期的な生活を送る

恒久的な生活

再建する財力・体力がなく、復興公営住宅等で長期的な生活を送る

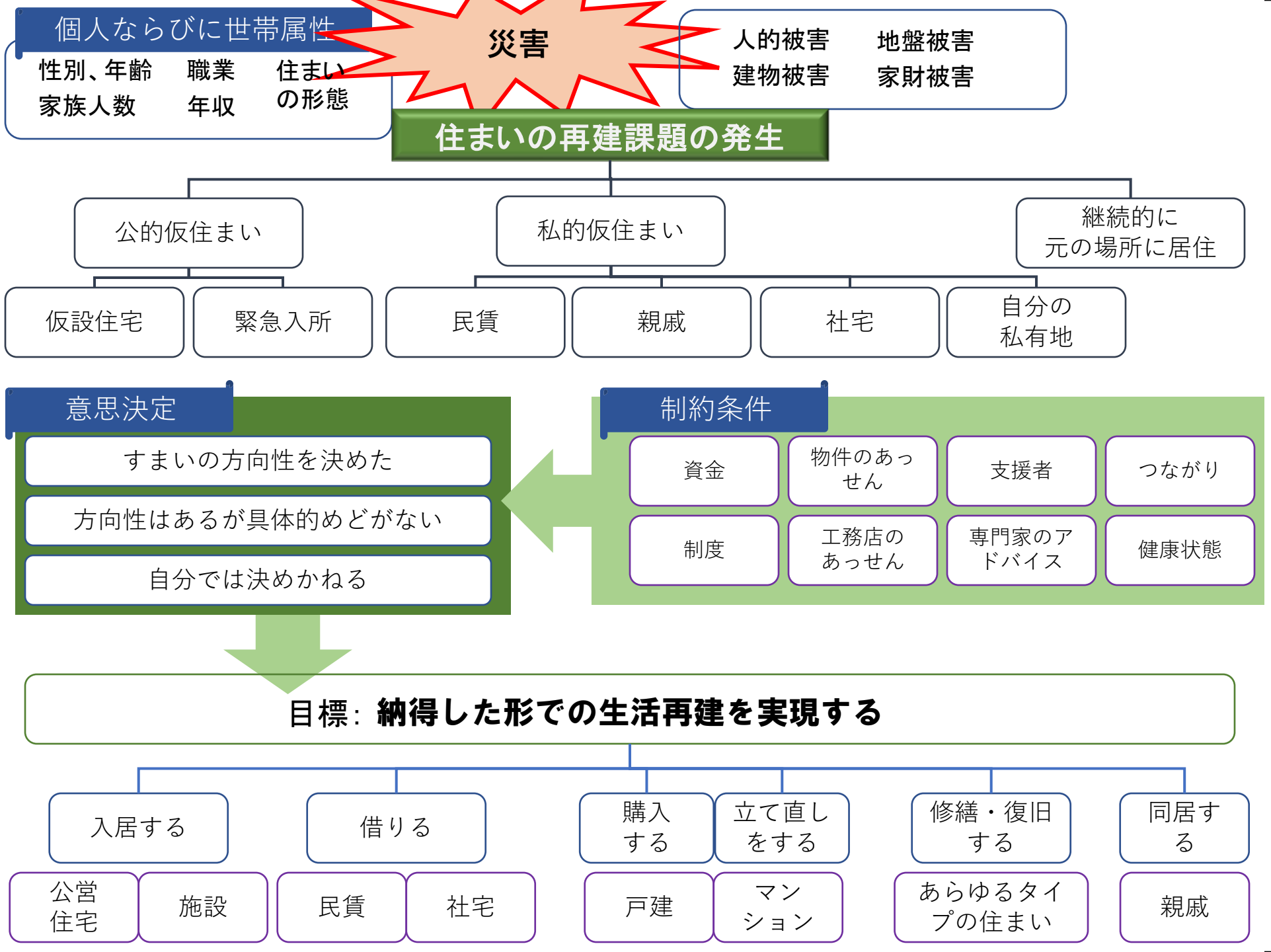
個人ならびに世帯属性
性別、年齢
職業
住まいの形態
家族人数
年収
災害
人的被害
地盤被害
建物被害
家財被害
住まいの再建課題の発生
公的仮住まい
私的仮住まい
継続的に元の場所に居住
仮設住宅
緊急入所
民賃
親戚
社宅
自分の私有地
意思決定
すまいの方向性を決めた
方向性はあるが具体的めどがない
自分では決めかねる
制約条件
資金
物件のあっせん
支援者
つながり
制度
工務店のあっせん
専門家のアドバイス
健康状態
目標：納得した形での生活再建を実現する
入居する
借りる
購入する
立て直しをする
修繕・復旧する
同居する
公営住宅
施設
民賃
社宅
戸建
マンション
あらゆるタイプの住まい
親戚

被災者生活再建支援の全体像

安全確保

被災者の生活再建

参考：被災建築物 応急危険度判定

災害に係る住家の被害認定　第一次調査

災害に係る住家の被害認定　第二次調査

建物被害認定調査結果のデータベース構築

り災証明書の発行

被災者台帳の作成

- 生活再建支援制度
- 公費解体
- 住宅応急修理
- 応急仮設住宅
- 義援金の配分
- 復興基金メニュー
- 国民健康保険減免
- 介護保険料減免
- 地方税減免
- 保育料減免

生活再建窓口における申請ベース

庁内業務中心で対応

被災者台帳：一元的に全容を把握

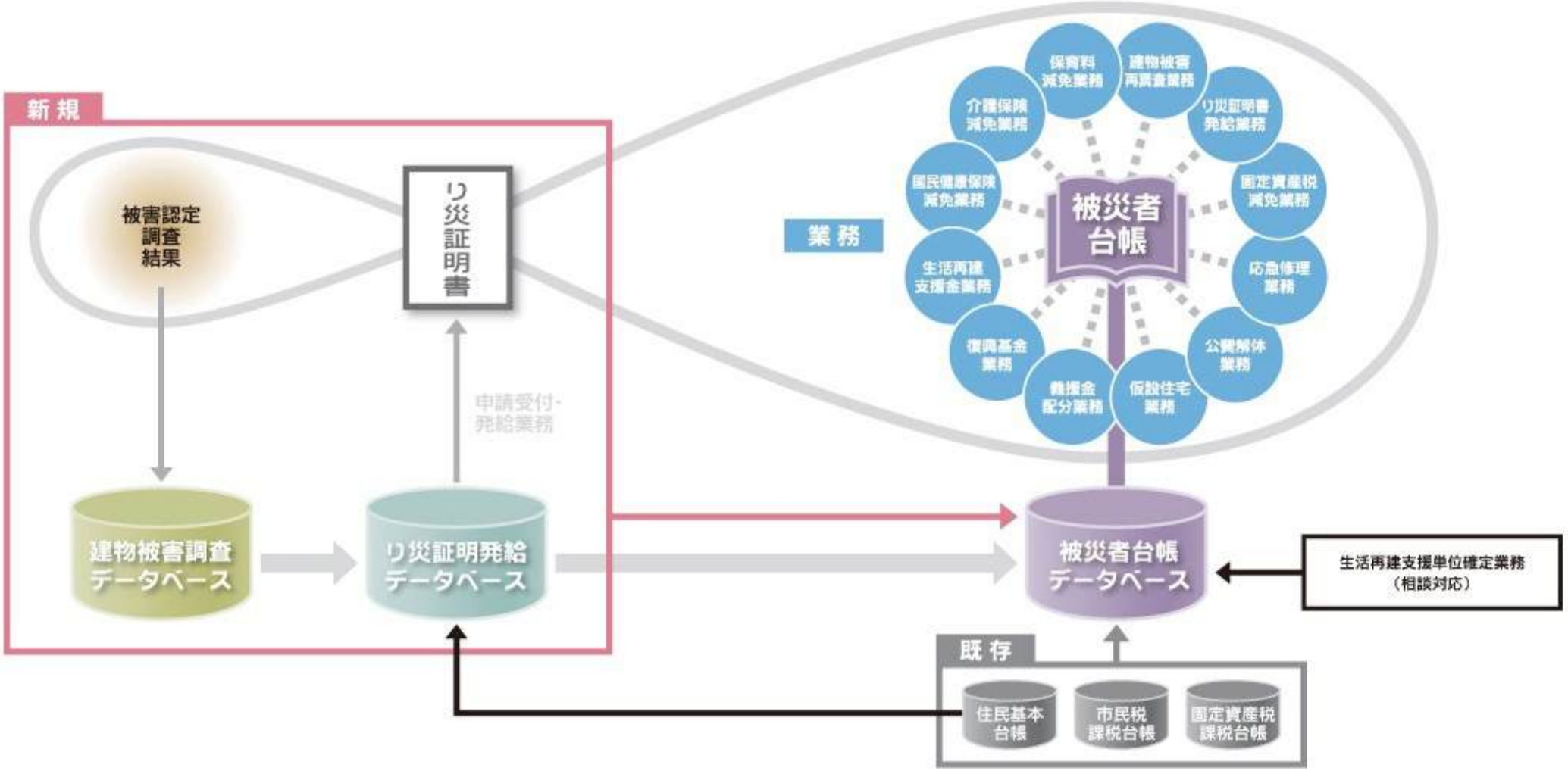

生活再建支援を受ける上で重要なこと

住家被害認定調査

罹災証明書交付

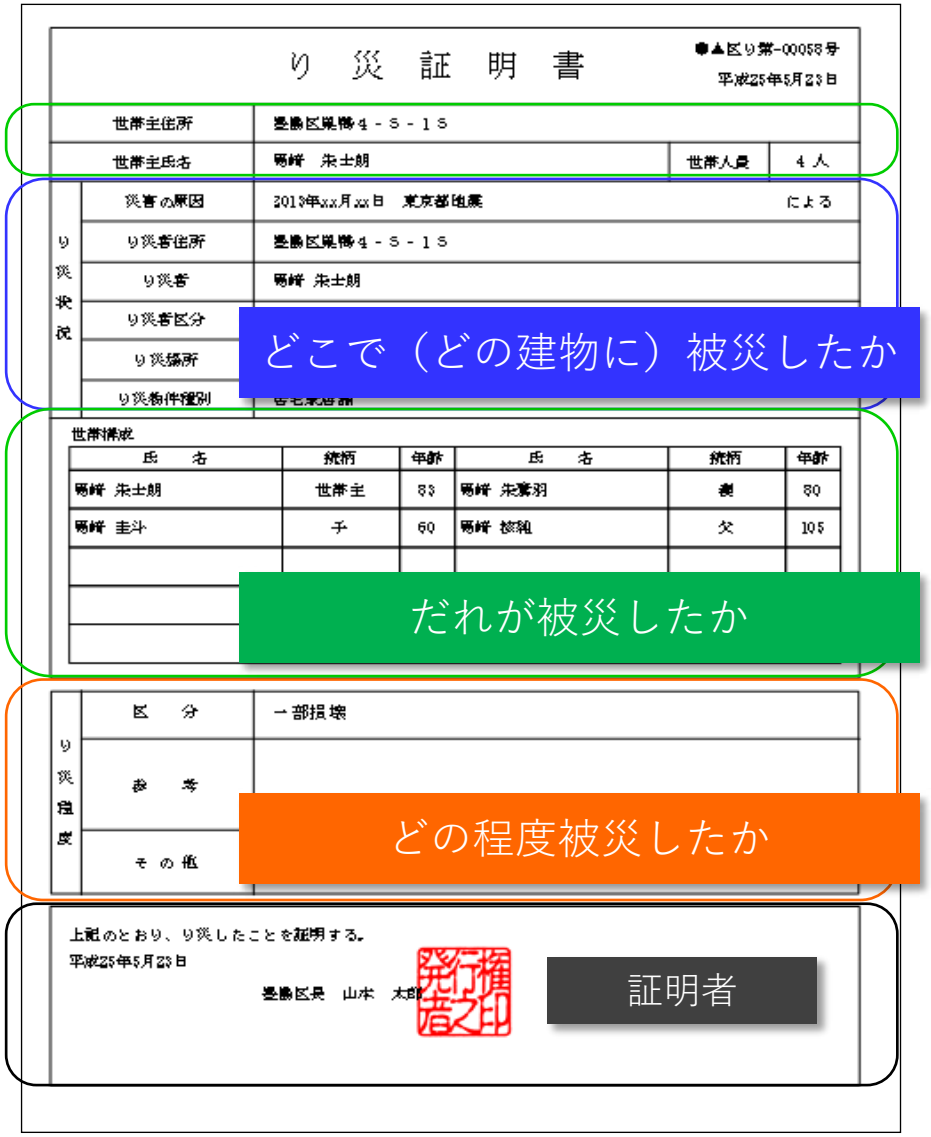

り　災　証　明　書

●▲区り第-00058号
平成25年5月23日

世帯主住所	豊島区巣鴨４－５－１５		
世帯主氏名	鴨崎　朱士朗	世帯人員	４人
り災状況			
災害の原因	2013年xx月xx日　東京都地震		による
り災者住所	豊島区巣鴨４－５－１５		
り災者	鴨崎　朱士朗		
り災者区分			
り災場所			
り災物件種別	居宅家屋		

世帯構成

氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢
鴨崎　朱士朗	世帯主	83	鴨崎　朱鷲羽	妻	80
鴨崎　圭斗	子	60	鴨崎　拳祖	父	105

り災程度	区　分	一部損壊
	表　等	
	その他	

上記のとおり、り災したことを証明する。
平成25年5月23日
豊島区長　山本　太郎

どこで（どの建物に）被災したか

だれが被災したか

どの程度被災したか

証明者

災害の被害認定基準等

被害の程度	全 壊	大規模半壊	中規模半壊	半 壊	準半壊	準半壊に至らない（一部損壊）
損害基準判定（住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害割合）	50%以上	40%以上50%未満	30%以上40%未満	20%以上30%未満	10%以上20%未満	10%未満

生活再建支援のための今後の体制（2008.5）
→ 復興本部体制に班体制を設ける

復興支援室
〇 室長
〇 メンバーA
（1周年イベントが終わるまで副班長）
メンバーB
メンバーC
メンバーD
メンバーE
嘱託職員

◎ 建築住宅課
元気支援課
介護高齢課
復興支援室
〇メンバーP

仮設住宅対策班

生活再建支援WG

復興公営住宅
対策班

見守り支援体制検討会

復興支援室
◎復興管理監
事務統括：XXX

◎ 企画政策課
観光交流課
復興支援室
〇室長（渉外）

周年祈念事業班

中越沖地震復興祈念事業実行委員会

生活再建支援金

復興支援室
〇 メンバーW
メンバーX
メンバーY
メンバーZ

◎班長　〇副班長

被災世帯生活再建支援プランの作成

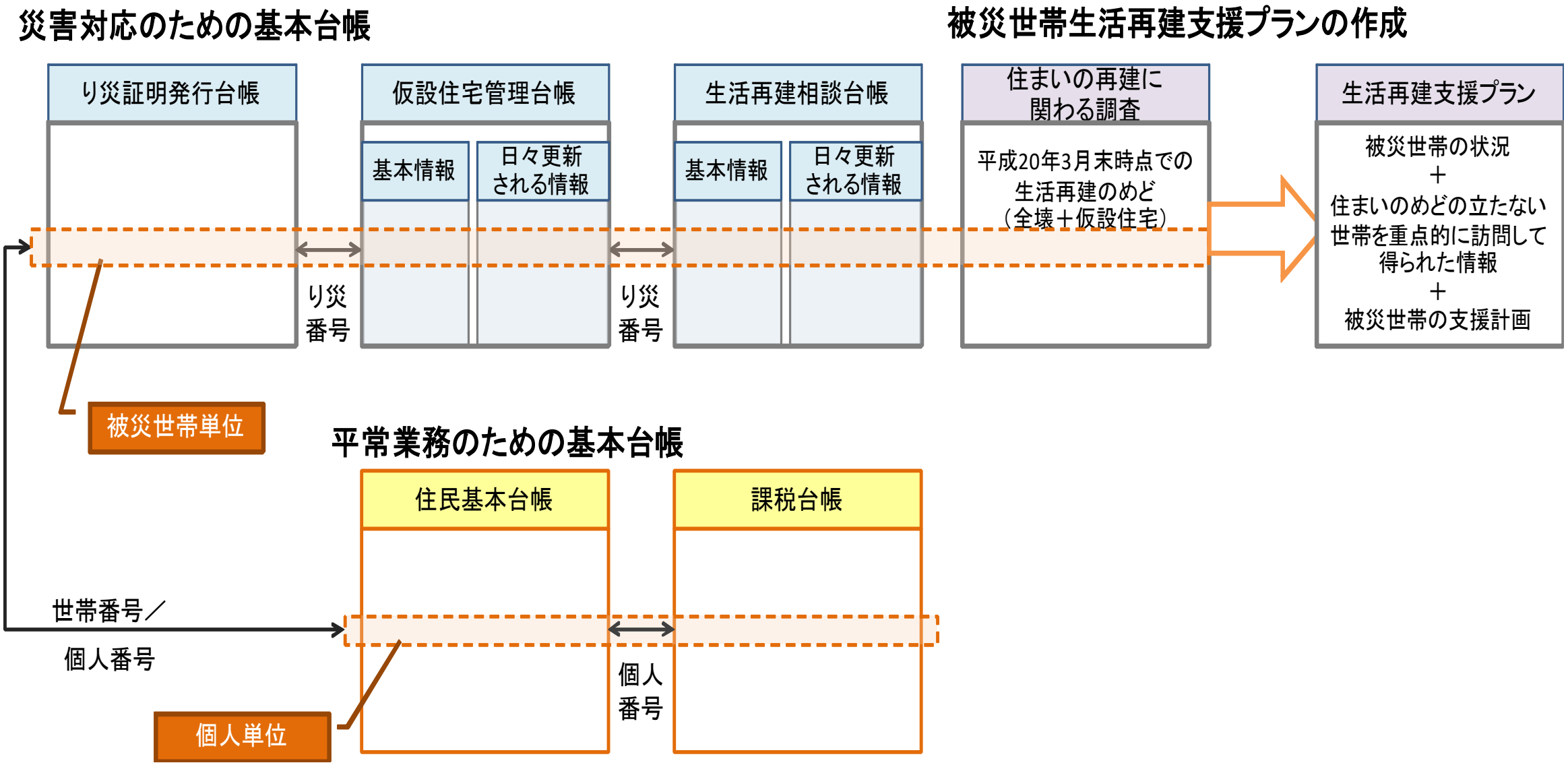

効果的に「生活再建」を実現するために

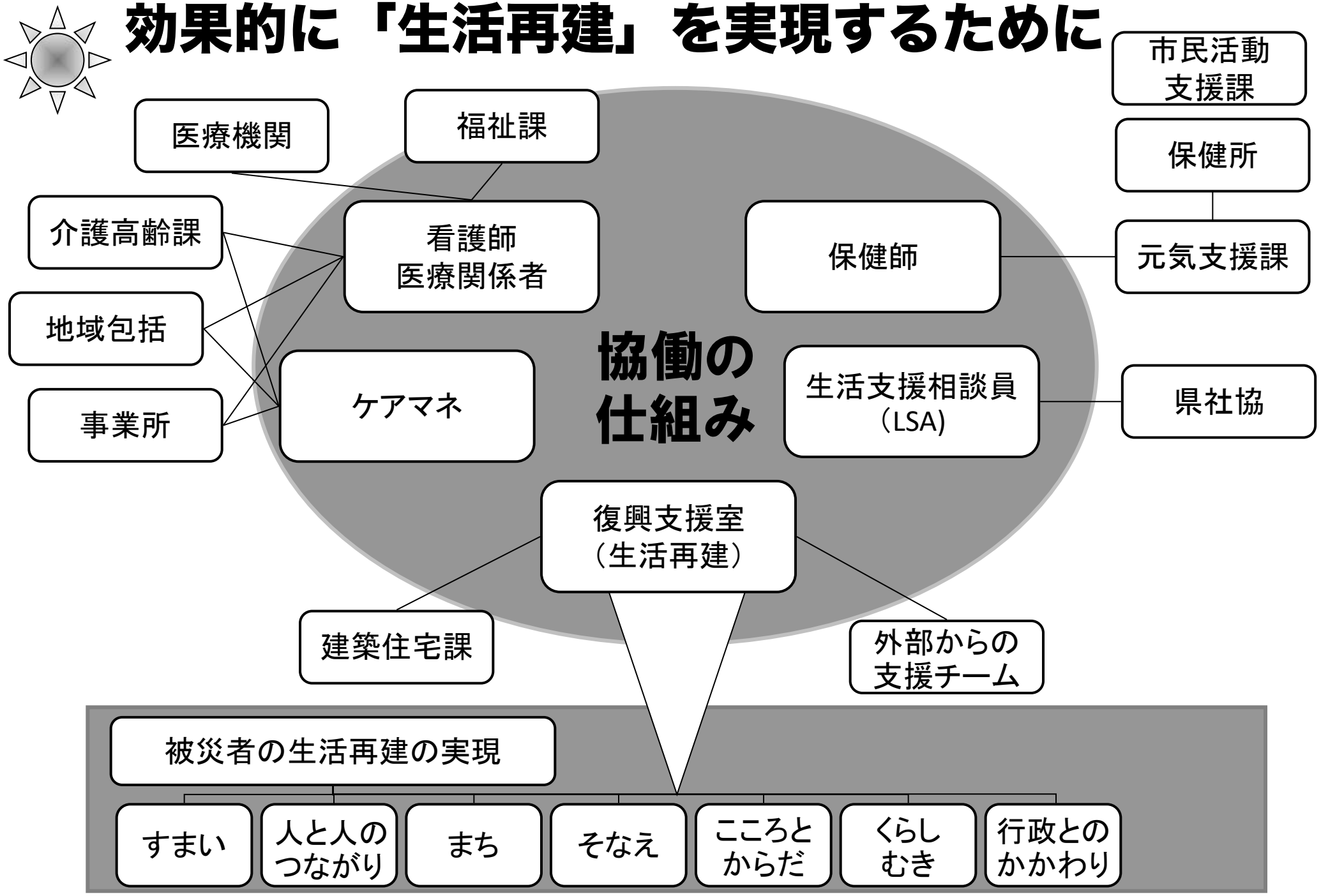

大規模災害になれば域外で再建もある

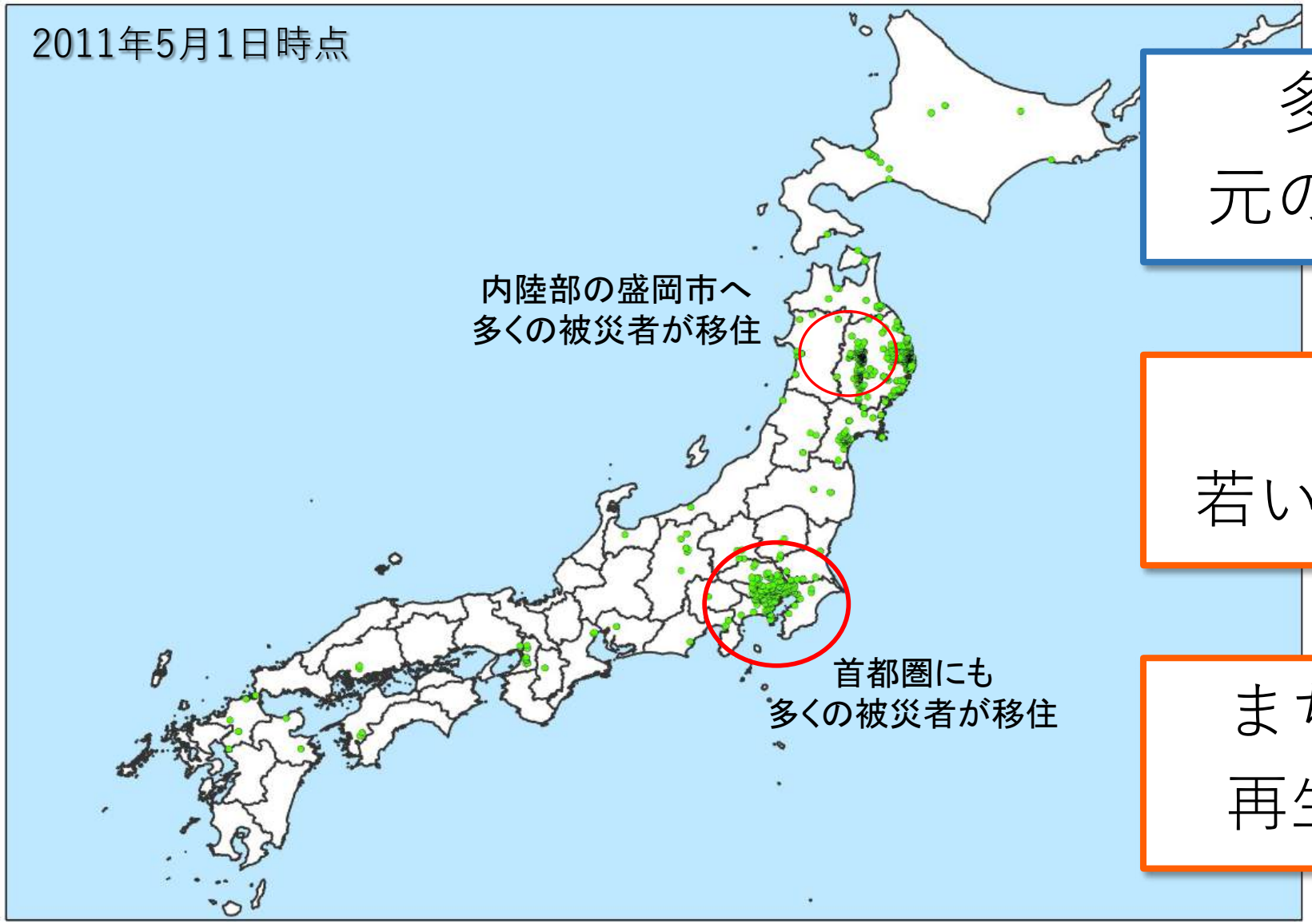

多くの被災者は
元の場所付近に滞在

災害を契機に
若い世代は都会へ流出

まちの復興、地方の
再生はどうなるか？

令和6年能登半島地震における富山県の実際

令和6年能登半島地震

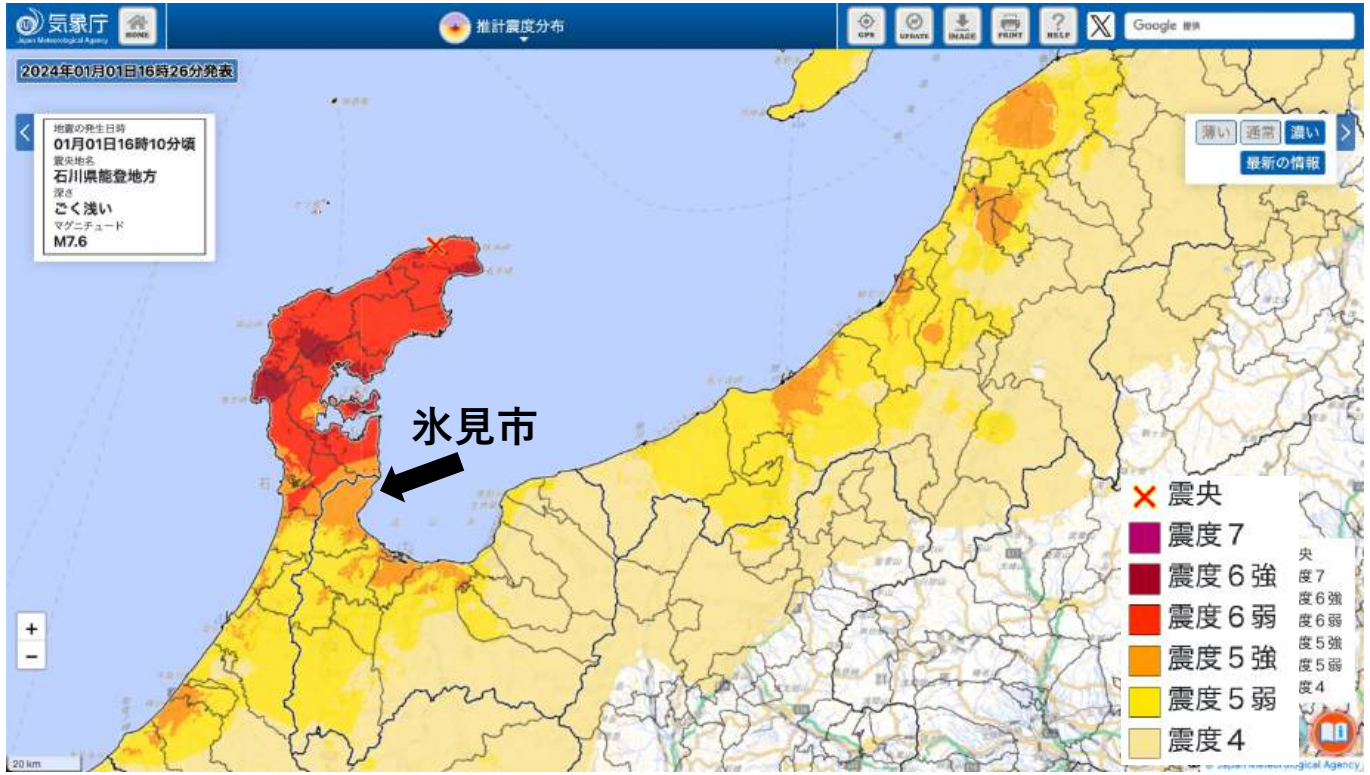

2024年1月1日16時10分：能登半島の深さ16kmを震源としてMj7.6の地震が発生。石川県輪島市・志賀町では最大震度7を観測。
【人的被害】 死者：245名、行方不明者：3名、重傷者330名
【建物被害】全壊：8,597棟、半壊：20,087棟、一部損壊：92,081棟
（2024年5月8日 14:00時点）

輪島市朝市通りの火災

珠洲市の津波被災

内灘町の液状化被災

輪島市等の家屋倒壊

令和6年能登半島地震における富山県内の様子

住家被害認定調査

罹災証明書交付

出典：チューリップテレビ, https://newsdig.tbs.co.jp/articles/tut/994145

出典：井ノ口撮影（氷見市北大町の被災住宅）

出典：いつとこ気まぐれブログ, https://itutoko.exblog.jp/33220087/

「被災者生活再建支援法」で得られる支援

罹災証明書における被災程度に応じて「生活再建支援金」が支給

被災世帯の区分	損害割合（※）	支援金の支給額		
		基礎支援金	加算支援金	
			住宅の再建手段	支給額
全壊	50%以上	100万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
大規模半壊	40%台	50万円	建設・購入	200万円
			補修	100万円
			賃借	50万円
中規模半壊	**30%台**	**ー**	**建設・購入**	**100万円**
			補修	**50万円**
			賃借	**25万円**

※　住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体の価値に占める割合であり、市町村による被害認定調査により判定され、罹災証明書における「全壊」「大規模半壊」等の記載に反映されるもの。

り災証明書

世帯主住所	氷見市〇〇町△丁目××-××					
世帯主氏名	日本　太郎			世帯人員		
世帯構成	氏　名	続柄	年齢	氏　名	続柄	年齢
	日本　太郎	世帯主	99	日本　花子	妻	90
	日本　次郎	子	66	日本　三郎	子	64
	日本　菊子	子の妻	60	日本　三四郎	子の子	35

り災原因	

り災建物の所在地	氷見市〇〇町△丁目××-××
建物の被害の程度	中規模半壊
り災者住所	氷見市〇〇町△丁目××-××
り災者氏名	日本　次郎
り災者区分	
り災物件種別	

上記のとおり、り災したことを証明します。

令和６年１月20日

氷見市長　　林　　正　之

誰が、どこで、どのような被災を受けたかを証明する「罹災証明書」

手厚い支援から懸念される事象

- 支援金等の上乗せや対象の拡大
- 一部損壊に対する様々な支援の展開

支　援　制　度				
対象	区分	制　度　名	全壊	大規
住宅	見舞金等	災害義援金	○	(
	知事災害見舞金	知事災害見舞金	10万円	5万
	被災者生活再建支援金	被災者生活再建支援金	最大300万円	最大2
	補助金	被災した住宅の耐震化支援	最大120万円	最大1
	貸付金	災害援護資金貸付金	貸付限度250万円	貸付限度
		災害復興住宅融資 （住宅金融支援機構）	○	被災住宅 不能又は
	その他	住宅応急修理 （災害救助法適用市町村が実施）	706千円以内	706千
		被災家屋等の公費による 解体・撤去	○	(
地盤 （液状化）	補助金	宅地液状化防止事業	（宅地と	
住宅提供	一次提供	県営住宅	○	(
		賃貸型応急住宅 （災害救助法適用市町村が実施）	○	住宅とし きず、や 体す

第一次配分計画の概要　（義援金配分）

1　義援金総額

1,115,694,033円（令和6年2月26日時点）

2　配分対象世帯

- 人的被害：死亡（注）、重傷
- 住家被害：全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊

（注）死亡は石川県内において亡くなった富山県民も対象とする。

3　配分の考え方

（1）現時点の義援金総額を勘案し、被害の程度に応じて支給単価を決定（今後の新規の「罹災証明書」申請に係る交付世帯分や、追加の第二次配分に係る財源として、一定額を配分残額として留保）。

（2）第一次配分の残額及び今後寄せられた義援金については、改めて配分委員会を開催し、被害状況を勘案し、追加配分を実施予定。

4　第一次配分基準・配分額

（単位：千円）

区　分	被害状況(A)（※1）	支給単価(B)	支給額(A×B)
死亡	3人	1,000/人	3,000
重傷	3人	500/人	1,500
全壊	177世帯	600/世帯	106,200
大規模半壊	84世帯	450/世帯	37,800
中規模半壊	127世帯	300/世帯	38,100
半壊	322世帯	150/世帯	48,300
準半壊	985世帯	60/世帯	59,100
一部損壊	9,824世帯	20/世帯	196,480
小　計	6人・11,519世帯		490,480
概算配分（※2） 〔「罹災証明書」未交付分〕	3,859世帯	60/世帯 【仮単価】	231,540
合　計	6人・15,378世帯		722,020
配分残額			393,674